

選挙長告示第4号

令和7年4月20日執行の東海市長選挙において届出のあった候補者の数が、1人であるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票は行わない。

令和7年4月13日

東海市長選挙選挙長 稗田 とし恵